

8 野菜指定産地制度、価格安定制度

(1) 野菜指定産地（ばれいしょ）の指定の経過

（平成30年4月現在）

	ばれいしょ			その他野菜			計		
	新規指定	解除	指定数	新規指定	解除	指定数	新規指定	解除	指定数
昭41～48			0			738			738
49	29	0	29	21	5	754	50	5	783
50	7	0	36	37	5	786	44	5	822
51	4	0	40	51	3	834	55	3	874
52	4	0	44	70	6	898	74	6	942
53	9	0	53	83	12	969	92	12	1,022
54	2	0	55	63	15	1,017	65	15	1,072
55	1	0	56	37	7	1,047	38	7	1,103
56	1	1	56	51	6	1,092	52	7	1,148
57	4	0	60	30	9	1,113	34	9	1,173
58	2	0	62	30	13	1,130	32	13	1,192
59	1	0	63	31	11	1,150	32	11	1,213
60	1	0	64	31	9	1,172	32	9	1,236
61	0	0	64	4	15	1,161	4	15	1,225
62	1	1	64	23	32	1,152	24	33	1,216
63	1	5	60	12	61	1,103	13	66	1,163
元	0	2	58	29	6	1,126	29	8	1,184
2	0	2	56	27	22	1,131	27	24	1,187
3	0	3	53	28	35	1,124	28	38	1,177
4	0	0	53	26	13	1,137	26	13	1,190
5	1	0	54	23	13	1,147	24	13	1,201
6	1	1	54	19	22	1,144	20	23	1,198
7	0	1	53	14	9	1,149	14	10	1,202
8	0	2	51	14	28	1,135	14	30	1,186
9	0	0	51	17	19	1,133	17	19	1,184
10	1	0	52	14	11	1,136	15	11	1,188
11	1	1	52	16	14	1,138	17	15	1,190
12	0	2	50	12	14	1,136	12	16	1,186
13	3	5	48	30	87	1,079	33	92	1,127
14	0	0	48	23	10	1,092	23	10	1,140
15	1	4	45	22	56	1,058	23	60	1,103
16	0	1	44	16	50	1,024	16	51	1,068
17	0	4	40	7	58	973	7	62	1,013
18	0	3	37	6	28	951	6	31	988
19	0	1	36	2	17	936	2	18	972
20	0	0	36	4	10	930	4	10	966
21	0	1	35	7	19	918	7	20	953
22	0	2	33	2	14	906	2	16	939
23	0	0	33	6	17	895	6	17	928
24	0	0	33	4	8	891	4	8	924
25	0	0	33	7	8	890	7	8	923
26	0	0	33	8	1	897	8	1	930
27	0	0	33	4	8	893	4	8	926
28	0	1	32	6	26	873	6	27	905
29	0	0	32	0	6	867	0	6	899
30	0	0	32	0	5	868	0	5	894

資料：生産局園芸作物課調べ

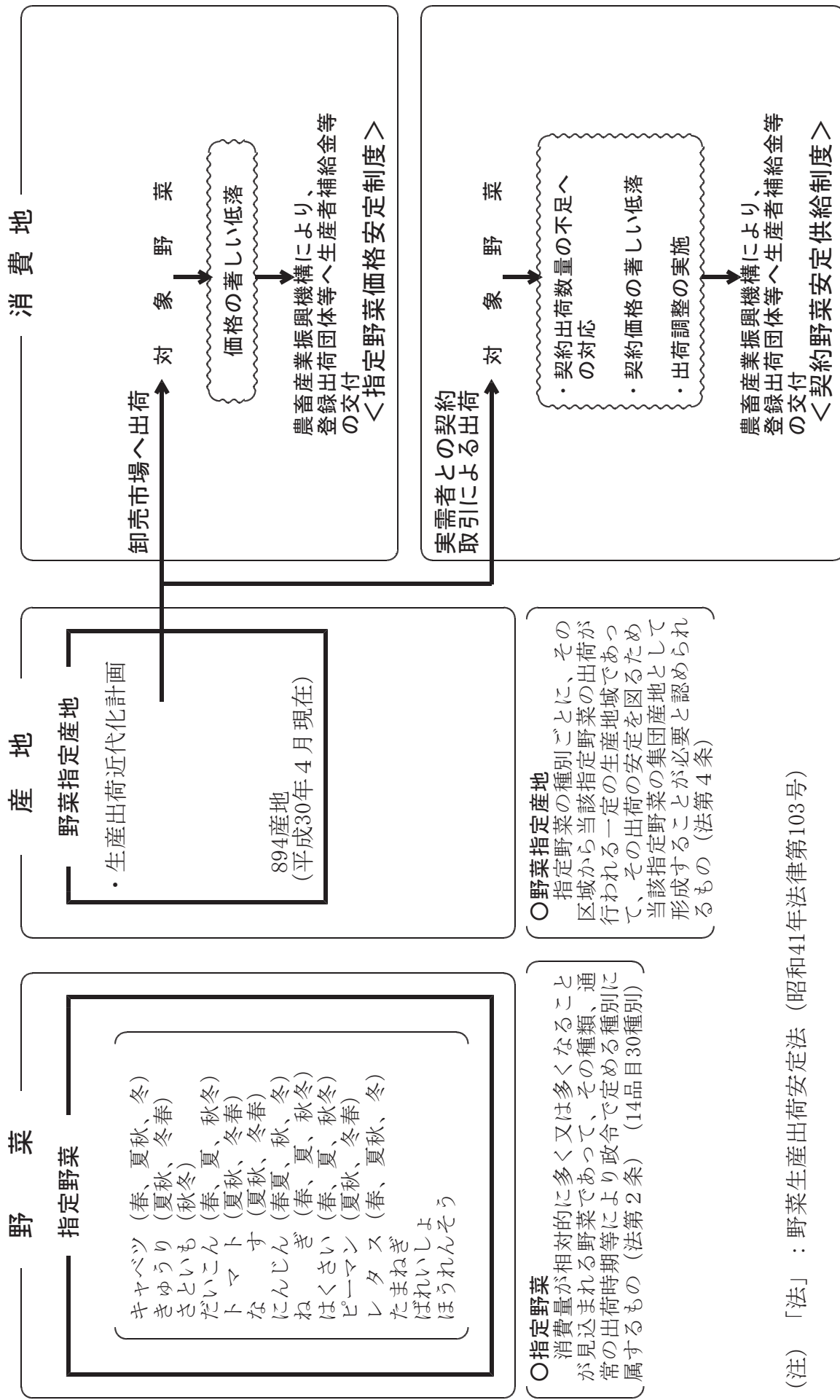
(2) 野菜指定産地（ばれいしょ）一覧表

(平成30年4月現在)

指定年度	産地名	対象地域
昭和49年度	道南	北海道 函館市、北斗市、亀田郡、茅部郡森町、二世郡、檜山郡、爾志郡、久遠郡及び瀬棚郡
昭和49年度	上川	北海道 旭川市、士別市、名寄市、富良野市、上川郡上川町、美瑛町及び剣淵町並びに空知郡上富良野町、中富良野町及び南富良野町
昭和49年度	十勝中央	北海道 帯広市、河東郡、上川郡清水町、河西郡並びに中川郡幕別町、池田町及び本別町
昭和49年度	網走	北海道 北見市、網走市、網走郡、斜里郡斜里町及び小清水町、常呂郡並びに紋別郡遠軽町及び滝上町
昭和49年度	石狩南部	北海道 恵庭市、北広島市
昭和49年度	羊蹄山麓	北海道 寿都郡、磯谷郡、虻田郡ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町及び倶知安町並びに岩内郡共和町
昭和49年度	由仁	北海道 夕張郡由仁町
平成11年度	津軽北部	青森県 五所川原市及び北津軽郡中泊町
昭和49年度	東部上北	青森県 三沢市及び上北郡六戸町
昭和49年度	北部上北	青森県 上北郡野辺地町及び横浜町
昭和50年度	とうほく天間	青森県 上北郡七戸町、東北町及び六ヶ所村
昭和50年度	山武	千葉県 山武市並びに山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町
昭和55年度	三方原	静岡県 浜松市及び湖西市
昭和49年度	三島	静岡県 三島市
平成13年度	四日市	三重県 四日市市
昭和53年度	竹原	広島県 竹原市
昭和53年度	安芸津	広島県 東広島市のうち旧安芸津町の区域
昭和50年度	上場	佐賀県 唐津市及び玄海町
昭和49年度	諫早	長崎県 諫早市（旧多良見町の区域を除く。）及び大村市
昭和49年度	平戸	長崎県 平戸市のうち旧平戸市及び旧大島村の区域
昭和53年度	五島	長崎県 五島市（旧奈留町の区域を除く。）

指定年度	産地名	対象地域
昭和49年度	雲仙市	長崎県 雲仙市（旧国見町及び旧瑞穂町の区域を除く。）
昭和49年度	大雲仙	長崎県 南島原市のうち旧加津佐町及び旧南有馬町の区域
平成13年度	八代	熊本県 八代市及び氷川町
昭和53年度	天草下島	熊本県 天草市のうち旧本渡市、旧五和町及び旧天草町の区域並びに苓北町
昭和53年度	串木野	鹿児島県 いちき串木野市
昭和50年度	種子島	鹿児島県 西之表市並びに熊毛郡中種子町及び南種子町
平成15年度	出水	鹿児島県 長島町
昭和57年度	なんぐう	鹿児島県 肝属郡錦江町及び南大隅町
昭和49年度	徳之島	鹿児島県 大島郡天城町
昭和57年度	和泊	鹿児島県 大島郡和泊町
昭和57年度	知名	鹿児島県 大島郡知名町

(3) 野菜価格安定制度の仕組み（指定野菜）



○野菜指定産地
 指定野菜の種別ごとに、その区域から当該指定野菜の出荷が行われる一定の生産地域であるため、その出荷の安定を図るため当該指定野菜の集団産地として形成することが必要と認められるもの（法第4条）

○指定野菜
 消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの（法第2条）（14品目30種別）

(注) 「法」：野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）

(4) 指定野菜価格安定対策事業の概要

「指定野菜の価格の著しい低落があった場合」(野菜生産出荷安定法第10条)に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る制度。

① 仕組み

- 1) 出荷団体(農業者団体等)又は大規模生産者が、国、都道府県の補助金を加えて、農畜産業振興機構に資金を造成。
- 2) 対象野菜の平均販売価格が保証基準額を下回った場合に、安定的な野菜の生産及び供給の確保に向けた取組状況等に応じて、その差額(平均販売価格が最低基準額を下回る場合は、保証基準額と最低基準額との差額)の70~90%を、生産者に対し生産者補給金として交付。

- ・ 保証基準額
平均価格(過去6カ年の市場価格の平均を基に算出)の90%。
- ・ 最低基準額
平均価格の60%を標準とし、50%、55%、65%、70%の特例を設定。

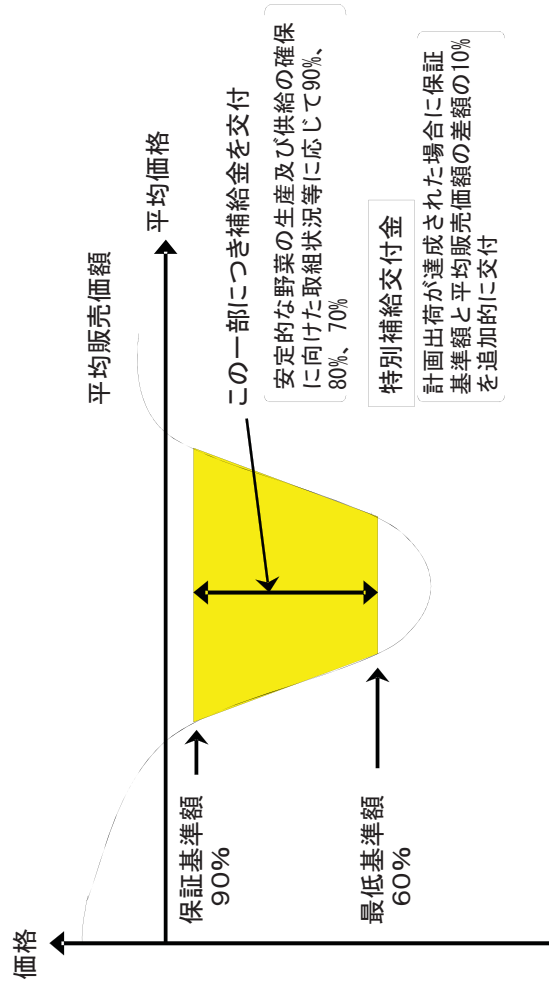
② 対象野菜

- 本制度の対象となる野菜は、
- 1) 野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜であり、かつ、
 - 2) 出荷団体又は大規模生産者が、卸売市場に出荷したもの。

【制度の仕組み】

国60%: 都道府県20%: 出荷団体等20%

※国、都道府県、出荷団体等の支出により
農畜産業振興機構に資金を造成。



指定野菜(14品目)

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしよ、ほうれんそう

(5) 特定野菜対象産地（かんしょ）一覧表

平成29年11月現在

都道府県	対象品目	産地名	産地の区域	産地選定年度
茨城	かんしょ	ひたちなか	ひたちなか市	S. 52
		東海	東海村	S. 52
		なめがた	行方市	S. 53
		旭・かしまなだ	鉾田市	H. 09
		計 4		
鳥取	かんしょ	米子	米子市	H. 18
香川	かんしょ	坂出	坂出市	S. 53
熊本	かんしょ	菊池地域	大津町、合志市（旧合志町）	S. 57
		西原	西原村	S. 58
		阿蘇小国	小国町	H. 11
		益城	益城町	H. 14
		計 4		
大分	かんしょ	野津	臼杵市（旧野津町）	S. 52
		ぶんご大野	豊後大野市（旧大野町、旧犬飼町、旧千歳村）	H. 09
		計 2		
宮崎	かんしょ	串間	串間市	S. 51
鹿児島	かんしょ	山川	指宿市（旧山川町）	S. 53
		なんさつ	南九州市	S. 59
		志布志	志布志（旧志布志町）	S. 53
		計 3		
全国計		計 16		

(6) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の概要

指定野菜以外の野菜のうち、国民消費生活上及び地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる野菜として位置付けられる特定野菜(35品目)の価格が著しく低落した場合に、価格差補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る制度。

① 仕組み

- 1) 出荷団体(経済連等)又は相当規模生産者が、都道府県の補助金を加えて、都道府県野菜価格安定法人に資金を造成。
- 2) 対象野菜の平均販売価格が保証基準額を下回った場合に、その差額の80%(平均販売価格が最低基準額を下回る場合は、保証基準額と最低基準額との差額の80%)を、資金を取り崩し、国の補助金を加えて、生産者に対し価格差補給金として交付。

- ・ 保証基準額
平均価格(過去6カ年の市場価格の平均を基に算出)の80%。
- ・ 最低基準額
平均価格の55%を標準とし、45%、50%、60%の特例を設定。

② 対象野菜

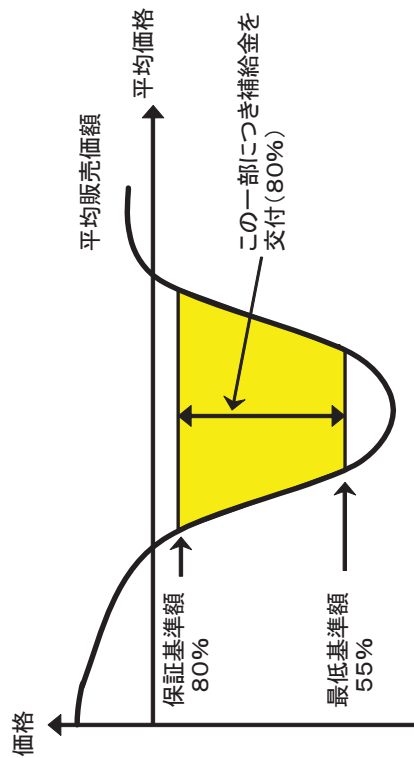
- 本制度の対象となる野菜は、
- 1) 安定的供給を確保するため知事が選定した産地で生産された特定野菜等であり、かつ、
 - 2) 出荷団体又は相当規模生産者が、卸売市場に出荷したものの。

【制度の仕組み】

国1/3：都道府県1/3：出荷団体等1/3※

都道府県、出荷団体等の支出により、都道府県野菜価格安定法人へ資金を造成。国は価格差補給金の交付の際に、農畜産業振興機構を通じて補助。

※ アスパラガス、スイートコーン、ブロッコリー及びかぼちやについては、国1/2：都道府県1/4：出荷団体等1/4



特定野菜(35品目)

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちや、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

(7) 契約野菜安定供給制度の概要

野菜の契約取引に伴い、生産者が負うリスクを軽減するため、以下の3つのタイプを措置（産地と最終実需者又は産地と中間業者の契約取引が対象）。

「数量確保タイプ」

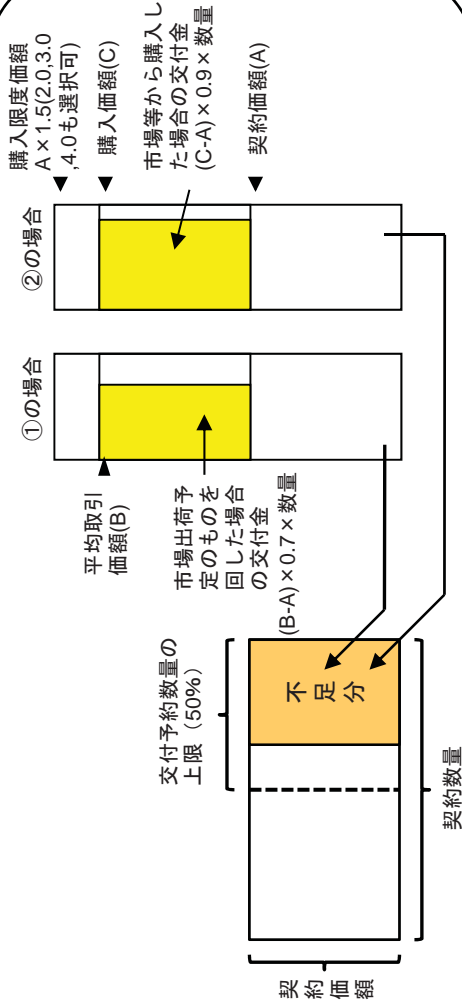
定量定価供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、市場出荷予定のものを回す等により契約数量を確保するのに要する経費を補てんする。

契約数量が確保できず、平均取引価額が指標価額（基準価格の130%）を上回った場合に、

① 市場出荷予定のものを契約取引に回したときは、平均取引価額と契約価額の差額の70%を補てん。

② 市場等から購入したときは、購入価額と契約価額の差額の90%を補てん。

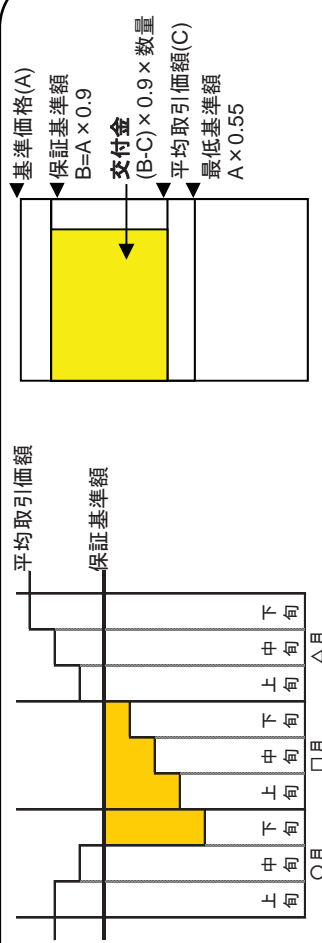
※ いずれの場合も交付予約数量は契約数量の50%を限度。購入限度価額は契約価額の150%（200%、300%、400%）を選択することも可能。）



「価格低落タイプ」

市場価格に連動して価格が変動する契約を締結している生産者に対し、価格の著しい低落が生じた場合に補てんを行う。

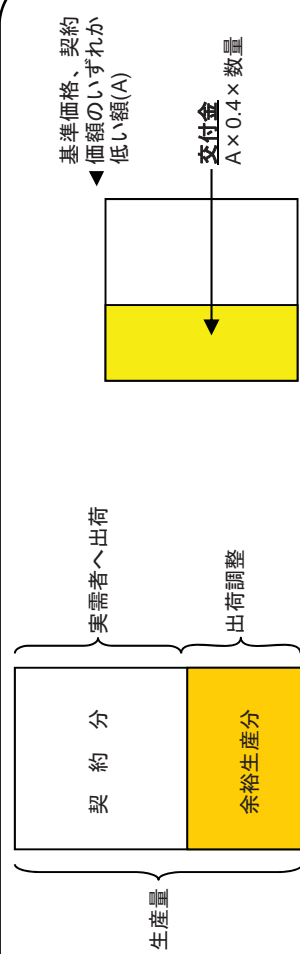
平均取引価額が保証基準額（基準価格の90%）を下回った場合に、保証基準額と平均取引価額の差額の90%を補てん。



「出荷調整タイプ」

定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、価格低落時に契約以外の生産量の出荷調整を行った場合に補てんを行う。

価格が低落し平均取引価額が発動基準価額（基準価格の70%）を下回った場合に、出荷調整を行ったときは、基準価格又は契約価額のいずれか低い方の40%を補てん。



【負担割合】 指定野菜：国（50%）、都道府県（25%）、出荷団体等（25%）、特定野菜：国（1/3）、都道府県（1/3）、出荷団体等（1/3）

